

## 『搜神記』の編纂過程について：淳于智故事を例として

雁木, 誠  
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/19662>

---

出版情報：中国文学論集. 39, pp.15-29, 2010-12-25. 九州大学中国文学会  
バージョン：  
権利関係：

# 『搜神記』の編纂過程について

——淳于智故事を例として——

雁 木 誠

六朝志怪の代表的作品である『搜神記』は、<sup>①</sup>その内容に関して「及其著述、亦足以明神道之不誣（其の著述するに及びては、亦た以て神道の誣ならざるを明らかにするに足れり）」と、集められた数多くの記事がまやかしては無いのだということが撰者干宝自身によって言及される（『晋書』干宝伝）。ここより、干宝自身が収集した記事を持つ性格は、あくまで嘘偽りではない、彼の中では紛れもない真実であるということがわかるが、その個々の記事と『搜神記』全体の性格の関連性は具体的には明らかにされていない。そもそも干宝はどのようにしてこれらの多種多様な内容の記事を収集したか、という事が筆者の疑問点である。佚文も含めたこれら『搜神記』中の記事の繁雑さについては、<sup>②</sup>原著の『搜神記』自体が一度散佚してしまい、明代になって再輯・出版されたことも少なからず起因するが、<sup>③</sup>筆者は根本的な問題として、撰者であった干宝の当時における「史官」としての立場、及び当時の社会的背景が大きく『搜神記』の編纂に関わっているからだと考える。<sup>④</sup>通行の二〇巻本『搜神記』は、原著ではないものの『芸文類聚』や『太平広記』に残存する記事をおおむね忠実に集めている事から、「比較的原著に近い」という評価を受けている。その本文の記事を見てみると、収集されて編纂された記事に以下の傾向が現れていることがわかる。一つ目は先行する書物中の記事を採録する形で収集されたもの、二つ目は伝聞記事が記録化されたもの、つまり干宝自身によって文字化されて記録されたと考えられるものである。前者は『漢書』の災異記事や『列仙伝』の神仙にまつわる記事、後者は江南の神話、伝説に関する記事や干宝と同時代の記録が中心であるが、この二つの記事収集の経緯に関しては彼自身の発言が見られる。すなわち、

『搜神記』の編纂過程について

綴片言於殘闕、訪行事於故老、將使事不二迹、言無異塗、然後爲信者、固亦前史之所病。……羣言百家、不可勝覽、耳目所受、不可勝載。今粗取足以演八略之旨、成其微說而已。

片言を殘闕に綴り、行事を故老に訪ね、將に事をして迹を二とせず、言をして異塗無からしめんとし、然る後に信を爲す者、固より亦た前史の病とする所なり。……群言百家、勝つて覽るべからず、耳目の受くる所、勝つて載すべからず。今粗（ほ）以て八略の旨を演ぶるに足るを取り、其の微說を成すのみ。

〔晋書〕卷八二・干宝伝

と、『晋書』干宝伝に含まれる『搜神記』序文に彼自身の言葉があるのである。ここで干宝は、わずかな残存資料や口頭で伝わる伝承をも収集し歴史記事として記録することが古来よりの史官の務めであったことを述べ、自分も同様の作業を行った上で「微說」、つまり自分の主張を纏めた著作である『搜神記』を編纂したということ述べる。このうち、従来の研究では彼の思想との関連性を中心に『漢書』五行志などの書籍との関連性、つまり、彼が直接引用した前代の書物についての考察がなされているもの、口頭伝承に依る記事、つまり干宝自身によって文字化された記録に関しては、出典の具体的な特定が困難であることもあり、ゆえに伝聞に依ると思われる記事の取材料源に関する考察はほとんどなく、管見の限りでは小南一郎氏の論考があるのみである。しかし、歴史記録の保存が東晋初年に国家事業として挙げられた中で干宝自身が史官として史書編纂に携わっていたこと、及び従来より志怪と史書との関連性が盛んに言及されている事を考えると、これら伝聞記事の収集に関しても当時の社会背景により踏み込んだ考察が必要であると筆者は考える。そこで本論は、『搜神記』中に収められる晋代の方術士淳于智の記事を例として、その記事の収集・編纂過程、及び『搜神記』記事の持つ性格に関して当時の史書編纂の流れからの考察を行いたい。

## 一 晋代の方術士淳于智とその起源

今回調査の対象とする淳于智は、後漢期から六朝初期にかけて数多く登場する方術士、占いや医術を生業とする

人物の一人で、済北は盧の出身である。生没年は未詳であるが、『晋書』芸術伝に「太康（二八〇～二八九）末、爲司馬督。有寵於楊駿、故見殺（太康の末、司馬督と爲る。楊駿に寵有りて、故に殺さる）」とあり、およそ西晋の武帝期を中心に活動していたことがわかる。また、東晋の王敦の乱鎮圧に功があった庾詹とも交流があったことが記録されている。

彼の姓である「淳于」とは、もとは春秋戦国の斉の一地域を指す言葉である。『春秋左氏伝』桓公五年に「淳于公如曹。度其國危、遂不復（淳于公曹に如く。其の國の危きを度りて、遂に復らず）」とあるが、その該当部分に附された杜預注に「淳于、州國所都。城陽淳于縣也（淳于是、州國の都とする所なり。城陽の淳于県なり）」とあり、もとは地名であったことがわかる。地名であったこの「淳于」がそのまま姓として用いられるようになる例として、『史記』扁鵲倉公列伝の大倉公が挙げられる。彼は「太倉公者、齊太倉長、臨菑人也。姓淳于氏、名意。少くして医の方術を喜む」とあり、春秋時代において地名であった淳于を姓として名乗っていたのである。さらには、「少くして医の方術を喜む」と彼が医術に明かつた事を記す。後述のように淳于智にも占いでもって人が罹る病や健康に関する問題を取り除いたという記述があることを考えると、両者はあながち無関係ではないように思われる。

また、よく知られている『史記』中の「淳于」姓の人物としては滑稽列伝の冒頭に記載される能弁家淳于髡がいる。「三年鳴かず飛ばず」の故事成語の由来として知られる彼だが、その本文の冒頭部においても「淳于髡者、齊之贅婿也（淳于髡なる者は、齊の贅婿なり）」と、彼が入り婿であるものの、その出自が同じく齊であることがわかる。

淳于智以前に活躍した「淳于」姓を持つこれらの人物は『元和姓纂』にも記載があるが、史書には上記の太倉公・淳于髡のほかにも医術や学術に長けていた特殊技能者が散見する。たとえば、『漢書』外戚伝には、霍光夫人に取り入って宣帝の後である許皇后を毒殺した人物として、淳于衍なる侍医の名が記載されている。また、李斯とともに秦の始皇帝に仕えていた人物として淳于越という人物が記録されているほか、後漢の明帝・章帝期に活動し、儒教の經典議論が行われた白虎觀會議にも参加した淳于恭も『老子』に精通していたという記述があり、中国古代にお

いて「淳于」姓の人物が一定以上の地位に就き、医術を中心とする儒学・諸子百家の学問に優れていた事がわかる。以上、後漢以前の「淳于」姓を持つ人物について見てきたが、淳于智に関してもこの傾向から外れることはなく、出身や備え持つ技能もこれまでの淳于姓の人物の傾向を受け継ぐ。逆に言うならば淳于氏というのは齊の一地域における特殊技能集団であり、淳于智はその流れを受け継いだ人物であると言える。

## 二 『搜神記』所収の淳于智記事とその伝承

現行の二十卷本『搜神記』には、合計四則淳于智が登場する記事が載せられる。いずれも道士・方術使いを中心として集めた巻三に収められるが、このうち『太平広記』・『太平御覧』をはじめとする類書に同様の記事が存在する、つまり『搜神記』の原著に確実に存在していたと考えられる記事が三則、すでに先行研究によって指摘されている。以下、それぞれの記事の内容とともに類書に残存する文章との関連性を確認する。

淳于智字叔平、濟北廬人也。性深沈、有思義。少爲書生、能易筮、善厭勝之術。高平劉柔夜臥、鼠齧其左手中指、意甚惡之。以問智、智爲筮之曰、鼠本欲殺君而不能、當爲使其反死。乃以朱書手腕横文後三寸爲田字、可方一寸二分。使夜露手以臥、有大鼠伏死於前。

淳于智字は叔平、濟北廬の人なり。性は深沈にして、思義有り。少くして書生と爲り、能く易筮し、厭勝の術を善くす。高平の劉柔夜臥すに、鼠其の左手中指を噛みて、意甚だ之を惡む。以て智に問ふに、智爲に之を筮して曰く、鼠本君を殺さんと欲するも能はず、當に爲に其れをして反つて死せしむべしと。乃ち朱書を以て手腕の横文後三寸に田字を爲すに、方一寸二分可りなり。夜に手を露して以て臥せしむるに、大鼠の伏して前に死せる有り。

〔『搜神記』卷三〕

ここでは、最初に淳于智の出自、人柄を述べた後、劉柔なる人物が体験した奇妙な出来事とそれに対する淳于智の対応、その後の事件の顛末を述べる。劉柔が夜眠っていた際、鼠に指を噛まれ、相談を受けた淳于智が彼の手に朱で文字を書いたところ、その効果が発揮され指を噛んだ鼠は死んでしまうというものである。淳于智が劉柔の腕

に書いた文字の効果や、指に噛みついた鼠の正体がわからぬまま退治されるなど、一見するとただ出来事を記録しただけの記事であるが、淳于智を主人公としてその実績を記録するという意味では、従来の指摘にもある通り歴史書の体裁を意識したものであるといえる。

次に示すのは淳于智が別の事件について関与していた記事である。

譙人夏侯藻、母病困、將詣智卜。忽有一狐、當門向之嗥叫。藻大愕懼、遂馳詣智。智曰、其禍甚急。君速歸、在狐嗥處拊心啼哭、令家人驚怪、大小畢出、一人不出、啼哭勿休。然其禍僅可免也。藻還如其言、母亦扶病而出。家人既集、堂屋五間、拉然而崩。

譙人夏侯藻、母病みて困し、將に智に詣でて卜せんとす。忽ち一狐有りて、門に当たりて之に向ひて嗥叫す。藻大いに愕懼し、遂に馳せて智に詣る。智曰く、其の禍甚だ急なり。君速やかに歸り、狐の嗥ゆる處に在りて心を拊ちて啼哭し、家人をして驚怪し、大小畢く出ださしめよ。一人出でずんば、啼哭して休むる勿かれ。然らば其の禍僅かに免るべしと。藻還りて其の言が如くし、母も亦た病を扶して出づ。家人既に集まれば、堂屋五間、拉然として崩る。

（『搜神記』卷三）

この記事は、自分の母親が病に伏せた際に狐が登場したことを承け、夏侯藻が淳于智に相談をし、それに対して与えられた指示に従って夏侯藻が行動したところが崩れ落ちるといふ災難から逃れることが出来た、という内容のものである。淳于智が具体的に何らかの占いをする部分は記載されないものの、夏侯藻に具体的な指針を与えるという点では前述の劉柔の記事と同様であり、記事の構成として定型化した一つの構図が見て取れる。

上記二つの淳于智に関する記事が二〇巻本『搜神記』に纏め直される際の参考となった引用書については、その文字の異同から『太平広記』および唐脩『晋書』を藍本として集められた輯本と考えられる。それぞれ『太平広記』の卷四四〇・四四七に引用される『搜神記』及び唐脩『晋書』芸術伝と比較した際に異同がほとんど見られず、話の筋もほぼ同様だからである。その他『太平御覧』にも同様の文章が見えるが、大きな異同は見られない。しかし、次に挙げる三則目の淳于智故事は、類書との関係が前述の二則と比べて複雑なものとなっている。

三つめの例として挙げる『搜神記』所収の淳于智故事は以下の通りである。

『搜神記』の編纂過程について

上黨鮑瑗、家多喪病、貧苦。淳于智卜之、曰君居宅不利、故令君困爾。君舍東北有大桑樹。君徑至市、入門數十步、當有一人賣新鞭者、便就買還、以懸此樹三年、當暴得財。瑗承言詣市、果得馬鞭。懸之三年、浚井、得錢數十萬、銅鐵器復二萬餘。於是業用既展、病者亦無恙。

上党の鮑瑗、家に喪病多く、貧苦なり。淳于智之を卜して曰く、君が居宅利ならず、故に君をして困ましましむるのみ。君が舍の東北に大桑樹有り。君徑して市に至り、門に入ること数十歩、當に一人の新鞭を売る者有るに、便就すなわち買ひて還り、以て此の樹に懸かぐること三年、當に暴に財を得んと。瑗言を承けて市に詣で、果たして馬鞭を得る。之を懸けること三年、井を浚さへば、錢数十万、銅鉄の器復た二万余を得る。是に於いて業用既に展ひき、病む者も亦た恙無し。〔搜神記〕卷三)

この記事は、上党の鮑瑗という人物が貧困・病気で苦しんでいる所を淳于智が占い、その言う通りに市場で買った鞭を桑の木に懸けた所、井戸の中より金錢を得、それによって生活が持ち直したというものである。話としては先に挙げた二則と同様に、①依頼者が登場、②淳于智が占い、或いは何らかの指針を与える、③依頼者が救われるという定型化した構図となっているが、実はこの故事はそのおおもとの記事としては更にバリエーションに富んだ構成を持っていたことがわかる。それが、次に引用する『太平御覽』に残る晋の王隱『晋書』の記事である。

上黨鮑瑗、家多喪病、貧苦。或謂之曰、淳于叔平神人也。君何不試就卜、知禍所在。瑗性質直、不信卜筮曰、人生有命、豈卜筮所移。會智適來、應思遠謂之曰、君有通靈之思、而但爲貴人用。此君寒士、貧苦多屯蹇、可爲一卦。智乃令詹作卦。卦成、謂瑗曰、爲君安宅者女子耶。瑗曰、是也。此人安宅失宜、既害其身、又令君不利。君舍東北有大桑樹。君徑至市、入門數十歩、當有一人持新馬鞭者、便就請買還、以懸此桑樹三年、當暴得財也。瑗承其言、詣市、果得馬鞭。懸之正三年、浚井、得錢十萬、銅鐵雜器、復可二十餘萬。於是家業用展、病者亦愈。

上党の鮑瑗、家喪病多く、貧苦なり。或るひと之に謂ひて曰く、淳于叔平は神人なり。君何ぞ試みに卜に就かざらんや、知禍の在る所を知れりと。瑗は性質直にして、卜筮を信ぜずして曰く、人生に命有り、豈に卜筮の移す所とならんや。会智の適来するに、応思遠之に謂ひて曰く、君は通靈の思有るも、但だ貴人の為に

用ふ。此の君寒士、貧苦にして屯蹙多ければ、一卦を為す可し。智乃ち詹をして卦を作さしむ。卦成りて、瑗に謂ひて曰く、君が為に安宅せし者は女子かと。瑗曰く、是なりと。此人の安宅の宜を失ひて、既に其の身を害せり、又た君を利ならざらしむ。君が舎の東北に大桑樹有り。君徑して市に至り、門に入ること数十歩、当に一人の新馬鞭を持つ者有り、便就請ひて買ひて還り、以て此の桑樹に懸くこと三年、当に暴かに財を得るなり。瑗其の言を承け、市に詣り、果たして馬鞭を得る。之を懸くこと正に三年、井を浚へば、錢十萬を得、銅鉄雜器、復た二十余万ばかりなる可し。是に於いて家の業用は展び、病む者も亦た愈ゆ。

（『太平御覽』卷七二七所引王隱『晋書』）

この王隱『晋書』の記事から新たに明らかとなる情報は、

A：依頼者であつた鮑瑗は元々占いを信じていなかったということ、

B：登場人物として鮑瑗、淳于智の他に彼の知人である応詹（字は思遠）なる人物が登場すること、

C：鮑瑗が不運に見舞われることとなつた経緯が淳于智の占いによつて明らかとなること、

である。特に、Cの鮑瑗に降りかかる不運に関しては淳于智自身がその原因について述べており、『搜神記』及びその記事の藍本と考えられる唐脩『晋書』には記載されていない貴重な情報となつている。また、全体的に見ても、登場する人物の性格（鮑瑗が占いを信じないことや、淳于智が王侯貴族を中心に自分の方術を披露していたこと）に関する言及があり、一つの記事としてはより完成度の高いものとなつている。

また、この記事に関して、『太平御覽』は「王隱晋書曰」として記事を採録し、その記事の末尾に「搜神記同」という割注を附している。『太平御覽』などの類書中にはこの淳于智と鮑瑗に関する記事の出典を『搜神記』とする文が見えず、果たしてこの記事が原著の『搜神記』に存在していたか、あるいは存在していたとしてこの「搜神記同」がどの程度まで同一記事であることを示しているかに関しては不明であるものの、完全とはいかないまでもほぼ同様の文章が原著の『搜神記』にも含まれていたと考えて良いかと思われる。というのも、先に述べた淳于智の劉柔・夏侯藻との話に関しても『太平御覽』に引用される王隱『晋書』にほぼ同様の文章が見られるからである。片や六朝を代表する怪異記録書であり、もう一方は散逸したものの六朝晋代に関する編年体歴史書であるが、この二つの

『搜神記』の編纂過程について

書物、またその編者である干宝と王隱の関係は如何なるものであつたか、次にその関連性を見ていきたい。

### 三 干宝の史官登用と東晋初期の史書編纂の流れ

冒頭部に述べた通り、干宝は東晋初年に入つて新王朝における史書編纂の任に就いているが、その経緯は以下のように述べられている。

中興草創、未置史官。中書監王導上疏曰、夫帝王之迹、莫不有書、著爲令典、垂之無窮<sup>⑤</sup>。宣皇帝四海廓定、武帝受禪於魏。至德大勲、等蹤上聖、而紀傳不存於王府、德音未被乎管絃。陛下聖明、當中興之盛。宜建國史、撰集帝紀、上敷祖宗之烈、下紀佐命之勲、務以實錄、爲後代之準、厭率土之望、悅人神之心、斯誠雍熙之至美、王者之弘基也。宜備史官、勅佐著作郎干寶等漸就撰集。元帝納焉。寶於是始領國史。

中興草創するも、未だ史官を置かず。中書監王導上疏して曰く、夫れ帝王の迹、書き著して令典と爲し、之を無窮に垂ること有らざる莫し。宣皇帝は四海を廓定し、武皇帝は禪を魏より受く。至徳大勲ありて、跡を上聖に等しくするも、紀伝は王府に存せず、德音は未だ管絃を被らず。陛下は聖明にして、中興の盛んなるに当たる。宜しく國史を建立し、帝紀を撰集し、上は祖宗の烈を敷き、下は佐命の勲を紀し、務むるに実録を以てし、後代の準と爲し、率土の望を厭たし、人神の心を悦ばし、斯れ誠に雍熙の至美、王者の弘基なり。宜しく史官を備へ、佐著作郎干宝等に勅して漸めて撰集に就かしむべしと。元帝焉を納む。宝是に於いて始めて國史を領す。

〔晋書〕卷八二・干宝伝

干宝が佐著作郎として中央で史書編纂の職に任用されたのは時の権力者である王導の推挙によるものであった。だが、原文にも「佐著作郎干寶等」とあるように、この時期に史書編纂者となつたのは彼だけではなかつた。それが、先ほどの淳于智故事の中で『搜神記』と同様の文章を引用していたとされる『晋書』の編纂者である王隱である。太興初、典章稍備、乃召隱及郭璞俱爲著作郎、令撰晉史。

太興の初め、典章稍や備はれるに、乃ち（王）隱及び郭璞を召して俱に著作郎と爲し、晋史を撰せしむ。

〔晋書〕卷八二・王隱伝

これは、王隱が東晋初年に中央に出仕した際の記事であるが、ここからわかるように、東晋王朝成立時に史書編纂の官を集める詔勅が発され、その中には干宝の他に王隱、また『山海經』注などで知られる郭璞も含まれていたのである。その他、この時期に史官として政権中枢で活動していた人物として、『隋書』経籍志に『魏氏春秋』『晋陽秋』の著者として名を残す孫盛が挙げられる。東晋王朝が永嘉の乱を経て新しく国家を再編する際、その一大プロジェクトとして史書編纂事業が有り、干宝のみならず郭璞に代表されるような当時最先端の知識人が中央に集められているのである。さらに、前章でみた『搜神記』と同様の文章を複数引用していた『晋書』の編纂者王隱も干宝の同僚であったことがわかるのである。さらには、当時の史官の間でも歴史資料の情報共有が行われていた事を窺わせる記事も存在する。それが同じく王隱伝に引用される次の部分である。

時著作郎虞預私撰晋書、而生長東南、不知中朝事、數訪於隱、并借隱所著書竊寫之、所聞漸廣。是後更疾隱、形於言色。預既豪族、交結權貴、共爲朋黨、以斥隱、竟以謗免、黜歸于家。……隱雖好著述、而文辭鄙拙、燕舛不倫。其書次第可觀者、皆其父所撰。文體混漫義不可解者、隱之作也。年七十餘、卒於家。

時に著作郎虞預晋書を私撰するも、東南に生長し、中朝の事を知らず、數ば隱を訪れ、並びに隱の著する所の書を借りて竊かに之を写し、聞く所漸く広し。是の後更に隱を疾み、言色に形す。預既に豪族にして、交結は權貴なり、共に朋党と爲し、以て隱を斥し、竟に以て謗免し、家に黜歸す。……隱著述を好むと雖も、文辭は鄙拙にして、燕舛にして倫せず。其の書の次第観るべき者は、皆其の父の撰する所なり。文体の混漫にして義の解くべからざるは、隱の作なり。年七十余にして、家に卒す。〔晋書〕卷八二・王隱伝

干宝等と同様に西晋末東晋初年に活動した虞預に関する記事であるが、彼が史書を編纂する際の情報が不足していたため、王隱の所蔵する書籍を密かに書き写し、これを流用したというものである。後に虞預と王隱の關係は悪化し、当時中央貴族との交流があった虞預によって王隱は排斥されることとなるのだが、交友關係はともかく、史官の間で情報の共有というべき現象が起きていたことが分かる。

また、王隱の撰した『晋書』（あるいは別名の史書）は、完全な彼の著作ではなく、中には彼の父である王銓が記

『搜神記』の編纂過程について

した記録も含まれており、当時は父王銓の記事に高い評価が与えられ、王隱自身の記事はそれほど高い評価を与えられなかったことがわかる。この記事から見ると、王隱は自分の著作を撰する際に自分の父親の撰した記事を用いており、虞預と王隱、また王隱と王銓との関連性を踏まえると、史官、或いは史書編纂者という接点を基として歴史書の素材となる記事に関して共有がなされているのである。

このことは前章で取り上げた干宝と王隱とのつながりに関しても無関係ではない。すなわち、上述のように干宝と王隱は東晋王朝成立時の史書編纂事業において同僚であり、さらに推論するならば両者が閲覧できる資料も互いに共通していた可能性があるのである。両者が史書を編纂する作業の過程に於いて同一の資料を閲覧し、その結果『搜神記』と王隱の『晋書』に一連の淳于智故事が記録された、と考えられるのである。無論、『搜神記』中の全ての記事がこのように集められているとは言えないものの、その収集過程を考える際にこのような史官としての記事収集作業によって集められた記事が多く存在することは留意すべき事柄であろう。

従来『搜神記』の記事収集・編纂に関しては撰者干宝を中心として彼の思想や記事の直接引用などが中心に論じられてきたが、彼が実際に生きた東晋初年という一つの時代背景に即して考えた際、そこには干宝一人で『搜神記』が成り立っているのではなく、六朝初期の史書編纂とそれに従事した史官たちの存在が見えてくるのである。

#### 四 史書としての『搜神記』

以上、『搜神記』中の淳于智故事を中心に、編纂者である干宝の史官としての立場・及び当時の史書編纂の流れを踏まえた上での考察を行った。結果、干宝が書物引用以外の『搜神記』記事を収集する際、そこには彼の宮中における史書編纂作業が関連してくることが明らかとなり、また干宝を中心とした当時の史書編纂従事者の相互関係、及び『搜神記』記事に付与される史書的性格の具体的事例を明示することが出来た。

このような『搜神記』の歴史書的な性格を間接的に伝えるものとして、范曄の『後漢書』が挙げられる。『後漢書』には列伝の部立てとして「方術伝」があるが、これはそれ以前の歴史書には見られないもので、淳于智のよう

な方術士の記録を収めている。つまり、范曄の活躍した劉宋においては『搜神記』の方術士に関するような記事も、正当な歴史書に組み込まれるべきもの、踏み込んで解釈すれば『搜神記』に代表される志怪書にも、その内容面から歴史書の性格が有されていると考えられていたのである。

しかし、歴史書として『搜神記』を捉えようとした際、ここで一つの疑問が生じる。先にも述べた同一の文章を引用する『搜神記』と王隱『晋書』であるが、『隋書』経籍志を見ると分かるように、一方は雑伝類、もう一方は正史類というように、両者の史部における分類は全く違うものとなっている。これは何を意味するののか。これに関連する問題として史書編纂者である干宝が『搜神記』自体をどのような性格の書物として捉えていたか、ということについて考える必要がある。

干宝が史官であり、それによって名を広めたことは『晋書』の本伝より明らかだが、<sup>18)</sup>具体的な著作として『晋紀』およびその概論である「晋紀総論」（『文選』巻四九所収）が挙げられる。この「晋紀総論」は干宝の歴史観、つまりは彼の史官としての意識が如実に反映されているといえる作品である。『搜神記』とそれを編纂した史官としての干宝の意識を探る上で「晋紀総論」は欠かすことの出来ない原資料と言える。この『搜神記』と「晋紀総論」を中心とした「史官」としての干宝の歴史記事に関する総合的な認識については、今後の問題としたい。

## 注

(1) 二〇巻本『搜神記』のテキストは、『学津討原』所収本を底本とする汪紹楹校注『搜神記』（中華書局・一九七九年）を使用した。

(2) 李劍国『唐前志怪小説史』修訂版（天津教育出版社・二〇〇五年）には、『搜神記』の記事に関して、神仙・術士に關わる話から歴史伝説まで九つの傾向に分類したのち、それぞれの傾向の分析を行っている。

(3) 現在我々が目にしている二〇巻本『搜神記』は、明の万曆年間に胡震亨と姚士粦によって出版された『秘冊叢函』に収められ、その後、毛晋の『津逮秘書』中にも収められた。二〇巻本の『搜神記』の成立、及びその構成に関して

『搜神記』の編纂過程について

- は大村由紀子「明末における『搜神記』出版について——当時の知識人の小説評価にむけて——」（『待兼山論集』第三二号・一九九八年）及び同「『搜神記』第六・七巻成立過程小考」（『中国研究集刊』閏号・二〇〇〇年）に詳しい。
- (4) 史官としての干宝を中心に論じたものとして、尾崎康「干宝晋紀考」（『斯道文庫論集』第八号・一九七〇年）がある。該文は干宝のもう一つの大著とでも言うべき『晋紀』（現在は散佚）について、残存する彼の経書注釈著作、及び『文選』に残るその概論「晋紀総論」を取り上げて論じたものである。
- (5) 近年の日本国内における研究としては、多賀浪砂「干宝『搜神記』の研究」（近代文藝社・一九九四年）、河野貴美子「『搜神記』の語る歴史——史書五行志との関係——」（『二松』第一六号・二〇〇二年）、佐野誠子「五行志と志怪書——「異」を巡る視点の相違——」（『東方学』百四・二〇〇二年）など。
- (6) 小南一郎「干宝『搜神記』の編纂」（下）（『東方学報』第七〇号・一九九八年）において、同氏は伝説や世間話を収集する結節点として、中下級官僚階層の語り場というものを想定している。
- (7) 『漢書』外戚伝に「霍光夫人顯欲貴其小女、道無從。明年、許皇后當娠、病。女醫淳于衍者、霍氏所愛、嘗入宮侍皇少夫共之。……即擣附子、齎入長定宮。皇后免身後、衍取附子并合大醫大丸以飲皇后。有頃曰、我頭岑岑也。藥中得無有毒。對曰、無有。遂加煩瀼、崩（霍光夫人顯其の小女を貰ばんと欲するも、道に従う無し。明年、許皇后娠に当たり、病む。女醫淳于衍なる者は、霍氏の愛する所にして、嘗て宮に入りて皇后の疾に侍る。……顯曰く、婦人の乳を免むは大故にして、十死に一生なり。今皇后当に免まんとするに、因て毒藥を投じて去らしむべけるや、成君即ち皇后と為るを得ん。如し蒙の力にて事成れば、富貴は少夫と之を共にせん。……即ち附子を擣ちて、齎して長定宮に入る。皇后身を免みて後、衍附子を取りて并せて大医大丸に合して以て皇后に飲ましむ。頃有りて曰く、我が頭岑岑なり。藥中に毒の有る無き得んやと。對へて曰く、有る無し。遂に煩瀼を加へ、崩す」とある。
- (8) 『史記』秦始皇本紀に「始皇咸陽宮置酒、博士七十人前爲壽。……博士齊人淳于越進曰、臣聞殷周之王千餘歲、封子弟功臣、自爲枝輔。今陛下有海內、而子弟爲匹夫。卒有田常・六卿之臣、無輔拂、何以相救哉。事不師古而能長久者、非所聞也。今青臣又面諛、以重陛下之過、非忠臣。始皇下其議（始皇咸陽宮に置酒す、博士七十人前みて壽を爲す。

……博士齊人淳于越進みて曰く、臣聞く殷周の王たること千余歳、子弟功臣を封じて、自ら枝輔と為せりと。今陛下は海内を有つも、子弟は匹夫為り。卒に田常・六卿の臣有らんに、輔拂無くば、何を以てか相ひ救はんや。事の古を師とせずして能く長久なる者は、聞く所非ざるなり。今青臣は又た面諛し、以て陛下の過ちを重ねんとす、忠臣に非ざるなりと。始皇其の議を下す」とある。

- (9) 『後漢書』章帝紀に「於是下太常、將・大夫・博士・議郎・郎官及諸生・諸儒會白虎觀、講議五經同異、使五官中郎將魏應承制問。侍中淳于恭奏、帝親稱制臨決、如孝宣甘露石渠故事、作白虎議奏（是に於いて太常に下し、將・大夫・博士・議郎・郎官及び諸生・諸儒をば白虎觀に會し、五經の同異を講議せしめ、五官中郎將魏應をして制を承けて問はしむ。侍中淳于恭奏し、帝親ら制と稱して決に臨むること、孝宣の甘露の石渠の故事の如くし、白虎議奏を作る）」とあり、また同じく淳于恭伝にも「淳于恭字孟孫、北海淳于人也。善說老子、清靜不慕榮名（淳于恭字は孟孫、北海淳于の人なり。老子の説を善くし、清靜にして榮名を慕はず）」とある。

- (10) 記事が原著にあったか後生混入された記事なのかの判断は、汪紹楹校注『搜神記』に附される同氏の注、及び李劍国『新輯搜神記』（中華書局・二〇〇七年）を参照した。

- (11) 『太平広記』に引用される『搜神記』の淳于智記事は次の通りである。尚、太平広記のテキストは一九六一年中華書局版を使用した。

\* 淳于智字叔平、濟北人。性深沈、有恩義。少爲書生、善易。高平劉柔夜臥、鼠齧其左手中指。意甚惡之。以問智、智爲筮之曰、鼠本欲殺君而不能。當相爲、使之反死。乃以朱書其手腕橫文後爲田字、可方一寸。使夜露手以臥、有大鼠伏死於前。

\* 夏侯藻母病困、將詣淳于智。卜有一狐當門向之嗥吠。藻愕懼、遂馳詣智。智曰、禍甚急。君速歸、在嗥處拊心啼哭、令家人驚怪。大小畢出、一人不、懼啼哭勿休。然其禍僅可救也。藻如之、母亦扶病而出。家人既集、堂屋五間、拉然而崩。

また、唐脩『晉書』における該当の淳于智記事は次の通り。

\* 淳于智字叔平、濟北盧人也。有思義、能易筮、善厭勝之術。高平劉柔夜臥、鼠齧其左手中指、以問智。智曰、是欲

『搜神記』の編纂過程について

殺君而不能、當爲君使其反死。乃以朱書手腕橫文後三寸作田字、辟方一寸二分、使露手以臥。明旦、有大鼠伏死手前。譙人夏侯藻母病困、詣智卜、忽有一狐當門向之嘯。藻怖愕、馳見智。智曰、其禍甚急、君速歸、在狐嘯處拊心啼哭、令家人驚怪、大小必出、一人不出、哭勿止、然後其禍可救也。藻還、如其言、母亦扶病而出。家人既集、堂屋五間、拉然而崩。

〔晉書〕卷九五・淳于智伝

- (12) 『太平御覽』卷一八〇に引く王隱『晉書』には「上黨鮑瑗、家多喪禍貧苦。淳于智卜之、卦成。謂曰、爲君安宅者女子工耶。曰、是也。又曰、此人已死耶。曰、然。智曰、此人安宅失宜、既害其身。又令君不利。……」とあり、鮑瑗の宅居を建てた女性の大功がすでに亡くなっており、また土地に対する祭祀を怠つたがためにこのような事態となつたと説明している。

- (13) 『太平御覽』所収の王隱『晉書』に残存する淳于智記事は以下の通り。

\* 高平劉柔臥、鼠嚙其左手中指。意甚惡之。以問淳于智、筮之曰、鼠本欲殺君、而不能當爲使之反死。乃以朱書其手腕橫之後三寸爲田字、辟方一寸二分。夜露手以臥、其明有一大鼠伏死手前。

〔太平御覽〕卷三七〇

\* 譙國夏侯藻、母病困、五鼓中出、詣智卜。有一狐當門向之嘯喚。藻愁愕遂、馳詣智。智曰、其禍甚急。君速歸在狐嘯處、撫心啼哭、令家人驚怪。大小畢出、一人不出、啼哭勿休。然後其禍僅可救也。藻如之、母亦扶病而出。啼家人既集、堂屋五間、猝然暴崩。

〔太平御覽〕卷九〇九

- (14) 『隋書』經籍志においては、『搜神記』は史部雜伝類に、王隱『晉書』は史部正史類に分類される。

- (15) 原文は「莫不**必書**、著爲令典、垂之無窮」。『十七史商榷』の「**必**、當作有。元版亦誤」に従い改めた。

- (16) 郭璞と干宝の交友関係には、唐脩『晉書』郭璞伝に両者のやりとりが見えるほか、『搜神記』中にも郭璞が方術を用し事件を解決する故事が記載されている。両者がほぼ同年代であること、及び同時期の他書にこの記事を伝えるものが皆無であることを踏まえると、この『搜神記』中の郭璞故事は干宝の手によつて文字化されたと考えられる。

- (17) 『建康実録』建武元年にも「冬十一月、進司空劉琨爲太尉。初置史官、立太學、以干寶・王隱領國史（冬十一月、司空劉琨を進めて大尉と爲す。初め史官を置き、太学を立て、干宝、王隱を以て国史を領す」とあり、両者が直接同僚の關係にあつたことが窺える。

(18) 『晋書』千宝伝に「著晉紀、自宣帝迄于愍帝五十三年、凡二十卷。奏之、其書簡略、直而能婉、咸稱良史(晋紀を著し、宣帝自り愍帝迄で五十三年、凡そ二十卷。之を奏するに、其の書の簡略なること、直にして能く婉たり、咸みな良史と称せり)」とある。